

令和7年度山形県公文書等管理委員会 議事概要

- ・日 時／令和8年3月5日（木） 午後2時～午後4時
- ・場 所／山形県庁2階 講堂
- ・出席者／委 員 和泉田委員長、石黒委員、加藤委員、佐藤委員、葉丸委員
事務 局 総務部次長、高等教育政策・学事文書課長 ほか

1. 開 会

2. 紹 介

3. 委員長等選出

4. 報 告

(1) 公文書の管理に係る県の取組状況について

事務局から、公文書の管理に係る県の取組状況について報告を行った。

(資料1)

(2) 文書管理規程の一部改正について

事務局から、文書管理規程の一部改正について報告を行った。(資料2)

5. 審 議

(1) 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について（諮問）

(2) 公立大学法人東北公益文科大学文書管理規程の制定について（諮問）

○ 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正及び公立大学法人東北公益文科大学文書管理規程の制定について、関連するため一括して事務局が説明した。(資料3、資料4)

○ 委員から質問があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

○ (和泉田委員長)

公立大学法人山形県立保健医療大学は山形県が設立団体であり、この条例に基づいて文書管理規程を制定するのは当然と考える。一方、公立大学法人東北公益文科大学は、県と地元の市町が設立団体となっている。他自治体が設立に加わる場合でも、県のみの場合と同様に規程を制定するものと考えてよいか。

○（事務局）

県の条例において地方独立行政法人とは、県が設立団体である地方独立行政法人とされている。地方独立行政法人制度は、地方公共団体の事務の効率的運営のために設けられた制度で、複数の地方公共団体が共同で特定の業務を実施するために法人を設立することが想定されているところであり、条例の「県が設立団体である地方独立行政法人」という記載からは、県が当該法人の設立団体の一つである場合も含まれると考えている。過去には、県と酒田市が設立団体となっている地方独立行政法人山形県酒田市病院機構についても、令和2年の公文書管理条例施行時に、公立大学法人山形県立保健医療大学及び山形県公立大学法人とともに、条例に基づいて文書管理規程案を公文書管理委員会に諮問のうえ、制定している。

○（和泉田委員長）

もし仮に県以外の設立団体の方が先進的な条例を持っていて、その条例に基づく文書管理規程の方が公文書管理としては先進的なものとなるような場合でも、公立大学法人については一括して県が規定を定める主体となり、公文書等管理委員会の諮問の対象になるということによいか。

○（事務局）

設立前の場合、事務的には事前にどの団体から委員会に諮問していただくか調整させていただくこととなるが、県が設立団体に含まれる限りにおいては、その構成団体の一部である市町村からではなく、県からの諮問することが考えられる。また、県以外の設立団体の規程が進んでいるということであれば、それを原案とすることが考えられる。

○（和泉田委員長）

条例では、公立大学法人等の地方独立行政法人は、県等に適用される規定に準じて文書を管理し、また、参酌して文書管理規程を定めることとなっているが、どの地方独立行政法人も当然にこのような取扱いになるのか。

○（事務局）

現時点で必ず県に準じるという明確な規定は確認できていない。都道府県、市町村それぞれ公共団体であり、その中で準じていただく方がよろしいものについては準じるというように、事実上はそういう形で調整させていただくものとする。

○（佐藤委員）

別表の保存期間について、常用（無期限）が結構多いという印象があり、果たしてそれが適切なのか疑問である。また、大学の文書であり、いろいろな御知見・御経験ある加藤委員の御意見を伺いたい。例えば、16の(5)「シラバスに関するもの（時間割表を含む）」、加えて、その下の(7)「学位審査、学位授与に関するもの」が保存期間30年で捨ててしまうことに違和感はある。委員会としては、保存期間満了後の措置がやはり重要だと思っており、移管としてもいいのかなと思うものもあるが、全体的に、例えば大学にとってシラバスというのがどの程度重要なのかについて、委員の皆さんの考えをお聞きしたい。

○（加藤委員）

前提の整理をさせていただきたい。規程案第 38 条によると保存期間満了後は、知事に移管されることとなる。知事に移管された場合、新たに県で保存期間を再設定して現用文書とすることになるのか。

○（事務局）

知事への移管とあるものは、県公文書センターに移管して特定歴史公文書として閲覧に供することを想定している。

○（加藤委員）

現用文書ではなく非現用文書として、県公文書センターに移管されるということで承知した。

次に、常用文書の考え方の整理について、委員会の中での解釈の問題かもしれないが、これは永遠ではなくて常用で、あくまでも期限はつかないけれども、常用でなくなった場合、つまり用いなくなった場合においては、適切にその後のレコードスケジュールを設定するということになるため、それは一つの考え方かと思う。

また、公立大学法人と国立大学法人とは違うが、所属する国立大学法人の保存期間満了後の措置に比べると、廃棄が非常に多いと感じた。重要な会議、その意思決定に関わる文書を残すという考え方でいくと、やはり理事会が一番重要な会議である。公立大学法人についてもそれは同様かと思うが、規程案別表の 7 (1) では理事会に係る文書も廃棄となっている。別表の 2 (1) の中期計画や 1 (1) の登記等に関わるものの保存期間満了後の措置は移管となっており、残していくが、7 (1) 理事会に係る文書は廃棄で、大学の経営に関わる部分の意思決定過程は残さないという判断に見受けられる。ただ、全部一律で移管とした場合、別表の 7 (1) 「理事会も経営審議会も教育研究審議会も教授会、その他重要な会議」の文書全部が移管になってしまい、それはそれで現実的には大変だろうなということで、運用面でもう少し工夫の余地があるかと思う。

なお、佐藤委員から御指摘があったシラバスについて、私が所属する国立大学法人では移管としている。

○（和泉田委員長）

加藤委員にお伺いしたい。規程案別表の保存期間満了後の措置について、廃棄とすることが不適切と思われる箇所はどこか。

○（加藤委員）

先ほど申し上げた内容の繰り返しになるが、いったん気になったのは、組織の意思決定に関わる部分である。さらに上位の国の公文書管理法に基づけば、組織の意思決定や政策に関わる文書というのは残すこととなる。

規程案別表によると、中期計画、中期目標、その認証評価に関わるもの等について保存期間満了後の措置が移管となっており、そこで政策や事業の部分は記録として残っていくという建付けになっていると見ているが、それがどのように決められたのか、中期目標・中期計画がどのように策定されたのか、どういう判断のもとでそういった

ものが決められていたのかという部分の意思決定過程の文書は廃棄となり、今の限りでは残らない。その過程に関しては、もう少し残る形が担保されてもいいのかなと思う。

あとは、保存期間自体が違うので何とも言えないところではあるが、大学は比較的周年事業が多く、設立から10年目とか30年とか、本学も来年は120周年に当たる年であるが、重要な行事、式典に関わるものを残すことにしている。規程案では式典業務に関するものは一律5年保存・廃棄となっているので、多分このパターンでいくと、公立大学法人化後10周年記念等の際、前に何をやったのか10年後には何も残らなくなるところはちょっと違うかなと思った。

○（和泉田委員長）

そうすると、例えば7(1)「理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会その他重要な会議に関するもの」については移管とすることが望ましいか。

○（加藤委員）

特にこの中で特に重要なものを残すという考え方はいいと思うが、これを一律に移管とすると、作業する職員は全てが移管の対象となると考えてしまうかもしれない。それは、県が現在移管としているものと比べてもボリュームが大きくなると思う。

15(1)式典、行事等に関する事項(5年・廃棄)についても、これを移管にすると大小の行事全部が残ることになるので、例えば特に重要な式典、行事に関するものは残していくってというような形の枠組みが別途あればと思う。本学は本当に重要な式典、行事については、30年保存し、移管している。ここは文書の類型の問題かなと思う。

○（和泉田委員長）

県の公文書管理規程別表第1と比較すると、争訟等に関する文書について、県では移管なのに対し、規程案では廃棄なので、対応が違うのかなという感想を持った。

県の規程と同様の考え方で規程案も作成されているのか。

○（事務局）

規程案については、公立大学法人設立準備委員会が検討したもので、県の公文書管理規程も参酌し、また同じく公立大学法人である山形県公立大学法人の文書管理規程も参考にしながら定めたもの。県規程で移管とされる文書についても、公立大学法人が所管する文書では移管するほど重要であるとは想定されないため、規程案では廃棄とした旨の説明があった。

○（佐藤委員）

県の規程では、保存期間30年のものは移管が多く、また、保存期間満了時の措置について廃棄とともに但し書きがあるものがある。

規程案についても、こういった但し書きを設け、移管の余地を残しておくような工夫ができればと思う。あとは運用で、廃棄としたものも残すべきものは移管となるようしっかり見ていくという所で解決するしかないと思う。

○（事務局）

運用について、ただ今加藤委員、佐藤委員からお話いただいたとおり、特に重要な

ものは廃棄から移管への運用ができるよう大学に伝達する。適切に残すべきものは知事に移管され、残るようにしていきたい。

○（和泉田委員長）

諮問に対する答申として、何らかの意見を附すべきかどうかについては、意見を附す方向とし、その内容として、運用になった際には遺漏なく移管されるように、とすることも視野に入れながら、この点あるいはその他について、委員の皆様のお意見をお願いしたい。

○（石黒委員）

別表について確認させていただきたい。規程案別表の5(4)財務会計に関する事項の「寄附金に関するもの」が保存期間5年・廃棄、18(4)外部資金に関する事項の「寄附研究・寄附金に関するもの」が10年・廃棄と、5年と10年に分かれているのはなぜなのか伺いたい。また、加藤委員からもお話あった学校にとって周年行事は大事なことと思うが、寄附というのも結構大事なもので、残していかなければならないと思う。寄附研究について、どのような考えで定められたのか。

○（事務局）

既存の山形県公立大学法人文書管理規程の保存期間及び保存期間満了後の措置を参考にして規定したもの。

○（和泉田委員長）

答申の附帯意見について、具体的に廃棄を移管にといったことまでは申し上げられないと思うが、委員の皆様から御意見をいただきたい。

○（佐藤委員）

表現が難しいが、これまでの議論を踏まえ、附帯意見として、運用による対応に関して何かしらの意見を附すことがいいのではと考える。

○（加藤委員）

条例の規定によると、県などの実施機関が保有する公文書ファイルについては、保存期間が満了し廃棄しようとするときは、当委員会の意見を聴くことになっている。地方独立行政法人が保有する法人文書について、同様の取扱いになっていれば、規程案を修正せずとも委員会の場で審議ができるが、そうになっていない。このため、別表に廃棄と定められた場合には、保存期間満了後にはそのとおりにするのが実態と思われる。佐藤委員が気にされているように、大学の文書で重要なものを移管させ残していこうと考えるのであれば、規定により当委員会でチェックする仕組みを作るしかないのではないか。ただ、そこは委員の皆様がどう考えるかというような気もする。

○（和泉田委員長）

附帯意見で直ちに修正を求めるところまでは記載せず、検討したうえで改正するよう求めるというのではどうか。

○（加藤委員）

文書管理規程は制定後改定することができるし、改正されていくものと思う。今回は規程案のままとし、特に重要な文書で移管すべきものについて、検討の余地がある

ものは捨てるよう、別表の保存期間満了時の措置の見直しも含めて、改正時には検討してほしいと、意見として言うことはありかなと思う。

○（薬丸委員）

特に重要な文書で移管すべきものは移管できるようにするべきと思うので、何かしらの意見を附したほうがいいのではという意見に賛同したい。

○（石黒委員）

大学にとって必要なものは、手元に残しておくのではないかという希望的観測もあるが、意見を附すことに賛同する。

○（佐藤委員）

ある程度しっかりと意見を言っていくということがやはりこの委員会の役割だと思う。全て実現に繋がるかどうかというのもあるが、意見を附すことに賛同する。

○（和泉田委員長）

そうすると附帯意見を付すという方針は決したように思う。また、その対象はやはり別表ということになるかと思う。

別表に関して、今までの御意見を総合すると、県の公文書管理規程では移管となっているが、規程案では廃棄と定められているものがあり、それは慎重を欠くのではないかと思われるので、条例の歴史的公文書に該当するものに関して、遺漏なく移管することができるよう、改正時には判断いただきたい。県の規程と一致しない部分について、組織の特殊性があるとしても、歴史的公文書等に該当するにも関わらず、この別表に従った場合には廃棄されるおそれがあるように思われる。そのため、改定の際には、そのような懸念を払拭するような修正努力をされたいというような、そのような内容かと。

具体的な文言は私に御一任いただき、私が確認して皆さんにも御報告するという形で進めてまいりたいが、よろしいか。

○（他委員）

<異議なし>

○（和泉田委員長）

それでは、審議案件「(1) 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について（諮問）」に関してはこのとおり承認し、「(2) 公立大学法人東北公益文科大学文書管理規程の制定について（諮問）」については、先ほど述べた内容での附帯意見付きの承認とする。

(3) 令和7年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイルについて（協議）

- 令和7年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について事務局が説明を行った。（資料5、資料6）
- 廃棄予定公文書ファイル52,510冊のうち、事前確認の結果疑義が生じた13冊について委員が現物確認を行い、審議を行った。
 - ① 平成7年度「源流の森」動物生態系調査報告書平成八年三月（平成7年度）

- ② 田畑売買価格等に関する調査結果（昭和 63 年度）
- ③ 裁判所関係（□□□□□・△△△△）（平成 3 年度）
- ④ 労働情報綴（昭和 60 年度）
- ⑤ 山形県果樹農業振興計画綴（昭和 60 年度）
- ⑥ 阪神大震災関係一時入居使用許可綴（平成 7 年度）
- ⑦ 開拓財産関係綴（平成 7 年度）
- ⑧ 土地改良財産（土地）台帳（平成 7 年度）
- ⑨ 土地取得台帳（平成 7 年度）
- ⑩ 平成 7 年度 土地取得台帳（平成 7 年度）
- ⑪ 土地取得台帳＊補償台帳（平成 7 年度）
- ⑫ 用地交渉日誌（平成 7 年度）
- ⑬ （社）米沢工業会（昭和 50 年度）

- 協議の結果、2 冊が歴史公文書に該当するとされ、11 冊が廃棄について同意された。

【歴史公文書に該当】

- ⑤ 山形県果樹農業振興計画綴（昭和 60 年度）
- ⑥ 阪神大震災関係一時入居使用許可綴（平成 7 年度）

【廃棄について同意】

- ① 平成 7 年度「源流の森」動物生態系調査報告書平成八年三月（平成 7 年度）
- ② 田畑売買価格等に関する調査結果（昭和 63 年度）
- ③ 裁判所関係（□□□□□・△△△△）（平成 3 年度）
- ④ 労働情報綴（昭和 60 年度）
- ⑦ 開拓財産関係綴（平成 7 年度）
- ⑧ 土地改良財産（土地）台帳（平成 7 年度）
- ⑨ 土地取得台帳（平成 7 年度）
- ⑩ 平成 7 年度 土地取得台帳（平成 7 年度）
- ⑪ 土地取得台帳＊補償台帳（平成 7 年度）
- ⑫ 用地交渉日誌（平成 7 年度）
- ⑬ （社）米沢工業会（昭和 50 年度）

- 審議では、各委員から次のとおり意見・質問等があった。

《各委員等の発言》

- （和泉田委員長）

それでは、先に御確認いただいた 13 冊について、1 冊についてでも、数冊についてまとめてでも構わないので、御意見をお願いしたい。

まず私からまとめてお伺いしたい。⑧から⑪までについて、配布資料に、基準細目

16(3) 公有財産台帳に該当するか否か検討を要する、とある。また、事前確認時にこれらは全て既に県から譲渡済みという説明があった。譲渡済みのものが、移管対象とする公有財産台帳にあたるかについて事務局の御見解があればお聞きしたい。

○（事務局）

土地台帳について、今回現物確認を行っていただいた4冊に関してになるが、こちらは県が圃場整備や農道整備等の事業を行うために取得し、また市町村や土地改良区に譲渡するという一定のスキームで頻繁に取得・譲渡が行われるもので、さらに取得時及び譲渡時の登記も済んでいる。そのため台帳の記載自体が単なる短期的事務的な記録にとどまるものであり、該当しないと考える。

○（和泉田委員長）

例えば新潟県亀田郷土地改良区では、低湿地を開墾して大規模農地に変えたという土地改良区自体が歴史的な背景を持つところがある。このような、歴史的に意義があるような土地改良区に係る文書であれば移管対象になることも考えられる。

○（佐藤委員）

この4件に関しては、案のとおり廃棄でいいと考える。ただ、気になった点として、現在県で管理していないことをもって廃棄の要件とするのではなく、県にとって重要であったのかという観点が大事になると考える。

○（和泉田委員長）

その観点で見ると、この4件の現物から重要かどうかについてどう御覧になったか。

○（佐藤委員）

現物確認で県にとって重要か判断できるものではなかったが、そんなに大きな事業でないことと、土地の取得に関わる重要な書類には見えなかったので廃棄でよいと考える。

○（薬丸委員）

佐藤委員と重なるところがあるかもしれないが、既に譲渡済みであるから、定型的に作っているから歴史公文書ではないとするのは腑に落ちないところがある。規模が小さい等の場合には、重要でないと思う。しかし、そもそも公有財産台帳に当たるかどうかは規模がどの程度考慮されるのか。基準細目にある公有財産台帳が何を指すのかを理解していないと、当たるかどうか判断できないと考える。今回の現物確認をおして、恐らく公有財産台帳というのは、現在持っている重要な財産とは何かを特定し、それが歴史公文書になるということは理解できる。そうするとこの4件が該当しないのは理解できるが、公有財産台帳に当たらないから移管対象とならない、というのは理由付けとしては弱いのでないか。

○（和泉田委員長）

そうすると、現物を確認して重要かどうかに関係なく、公有財産台帳に該当するかどうかで判断するということか。

○（薬丸委員）

今回の4件は恐らく当たらないと思うが、そこを明確にしてもらいたいと思う。

事前確認時にこういった公文書ファイルが毎回出てくるので、基準細目の公有財産台帳が何なのかという定義づけを次回以降明らかにしていただければと思う。

○（佐藤委員）

基準細目は絶対に守るべき基準ではないと思うので、より詳しくしていくとか、事務局には不断の見直しを図ってもらえればと思う。

○（石黒委員）

基準細目に公有財産台帳とあるからと言って、今回の場合は移管対象に該当しないように思う。

○（加藤委員）

基本的には移管対象としなくてよいと考える。

○（和泉田委員長）

それでは、この4件については、移管対象外とすることとする。

他の公文書ファイルについての御意見をいただきたい。

○（佐藤委員）

行政刊行物に係る観点として、資料として残っていないものに関しては特定歴史公文書にする、図書館に所蔵する、行政情報センターで保管する等、どこであれ、しっかり残していただきたい。①に関して言うと、調査報告書が行政刊行物の形で出ているように見受けられ、また、県立図書館には蔵書がないようである。県民に広く利用されている施設の生態系に関するものであり、歴史公文書なのかはともかくとしていずれかの形で残すべきではないかと思う。

行政刊行物となっている時点で、ある程度重要性とか、事業規模があるからこそ作成していると考えられ、移管対象に該当すると考える。

○（石黒委員）

話がずれるかもしれないが、⑤は移管対象にあたると思う。公文書ファイルの中にある計画は行政刊行物であるが、他に保管されていない。また、報告書のみの①と異なり、⑤は計画の関係資料も含まれており、図書館に所蔵があっても移管対象と考える。こういった報告書等について、発行された段階から県立図書館に所蔵されるようになれば、先々①のようなものは廃棄でいいのかもしれない。

○（加藤委員）

①について、この報告書は平成7年度単発で出たものなのか、それともそのあとも隔年で出たものなのか確認したい。

○（事務局）

平成7年より、数年間は毎年作成している。

○（加藤委員）

そうすると、来年度以降も①と同様の公文書ファイルが、主務課が廃棄と判断した場合には、廃棄予定公文書ファイル一覧に載ってくることとなる。

私も⑤は移管対象でいいと思っている。一方、①をどうするかについては、いくつかの考え方があると思う。もし、委員の皆様がやはりこれは行政刊行物として重要性

があるということであれば、行政刊行物であっても外形的には公文書として出てきているので、公文書として残して、この数年間分、これは県立図書館なのか公文書センターなのか、所蔵先を縦割りで考えずに、記録として残すことを考えるのであれば、移管対象として残すという考え方も一つかと考える。

あるいは、主務課が廃棄相当と判断するのであれば、公文書としては我々も残さないという考え方もある。そのうえで、廃棄する段階において県立図書館の方に寄贈の連絡をして、受け入れられたものについては図書館に資料が残ることとなる。どちらを取るかということと考える。

○（和泉田委員長）

①は所属年度が平成7年であるが、その前年度である平成6年度にも同様の公文書ファイルが作成されているか。

○（事務局）

①について、平成7年度より前に作成・廃棄した記録はない。

○（加藤委員）

個人的には、移管対象としないという事務局案が公文書としては正しいと思っている。歴史公文書としての価値を厳密に考えれば、歴史的な公文書として、他のものと比較したときに移管する蓋然性が相当程度低いと考える。

既にいくつか源流の森に関する報告書やガイドブック等が県立図書館の書架にあったとしても、このまま廃棄すると、今は数年分がシリーズで残っているのがなくなってしまふ。私個人の考え方としては、廃棄するが、図書館に寄贈受け入れの意向を確認してもらい、図書館が不要と判断する場合には破棄する、という運用が一番個人的にはいいような気がする。

今回、報告書が図書館に所蔵されていないから歴史公文書として残すこととしてしまうと、前例を作ってしまうことになり、それはあまり筋がいい形ではないと思う。

○（和泉田委員長）

まとめると、⑤について移管対象とし、①については、移管対象ではないが、県立図書館と調整して可能なものは受け入れてもらうという方向性かと思う。

○（佐藤委員）

今回確認した廃棄予定公文書ファイル一覧の中には、これ以外にも廃棄のうえ県立図書館に寄贈を打診してはとの意見が出たものがあつた。今後も継続的に、確認して、廃棄するけれども受け入れられるものは図書館に寄贈となるよう、続けていただきたい。

○（事務局）

昨年度の委員会では、気象月報等について同様の御意見をいただいた。こちらについては、今年度県立図書館と調整し、受け入れるとなったものについて寄贈した。今年度御意見を頂戴した公文書ファイルについても、同様に寄贈について調整したい。

○（和泉田委員長）

⑥に関しては、文書の中に概要として、当時実施された県営住宅への被災者の受入

れに係る根拠や手順についての記述があるほか、一部罹災証明が添付されており、歴史的に重要と考える。

それでは現物確認を行った 13 冊のうち、⑤及び⑥を歴史的公文書の該当とし、それ以外は該当しないということによろしいか。

○（佐藤委員）

悩ましいものとして、④と⑬がある。④に関しては山形県という組織にとって重要かと言われるとそれではないと思うが、歴史的な重要性という意味では割と具体的なことが書いてあり、こういった資料が出てきたことは今までなかった。いわゆる後年に歴史的な分析をする際に耐えうるぐらいの資料だと思う。ただ、個人情報もあるので、すぐに利用できるものではない。④についてどのように考えるか、委員の皆さんの御意見をお聞きしたい。

⑬も、米沢工業会は山形県にとってというより地域にとって重要な団体であり、少し付言すると国の重要文化財である米沢工業高等学校旧校舎の管理等を行っており、重要文化財等に関わっていることも少し勘案してもいいのかなと思う。また、国立公文書館において、米沢工業会の設立関係の資料を所蔵しているようであった。そういったことをどう考えるかということも、御意見いただきたい。

○（加藤委員）

佐藤委員がこの④と⑬を挙げて委員会の中で議論する時間があるというのは非常に有意義なことだと思う。

その上で、もちろん山形県と、それからその山形県の文章を残すことによる地域の歴史的価値というものは不可分だとは思いますが、一時的には山形県の公文書は組織においての意思決定過程において重要な文書というもののプライオリティが高くなるというのが多分評価選別の判断基準になると思う。そう考えると先ほどのこの時期に労働争議の歴史的な位置づけがどうだったかということももう歴史研究者としてはすごく興味があるが、評価選別基準として何を優先するかというと、やはり県の行政にとって重要かどうかということだと思う。そうすると④だけを持って、この時期の労政の意思決定過程に反映されている文章かということとは判断できない。そういう意味からいくとここで議論することはすごく重要であるが移管対象にはなり得ないのかなというのが私の見解である。

⑬においても、歴史的な位置づけとして重要かどうか、または、この建物そのものの歴史的価値というのもすごく重要な判断であるが、国が既に米沢工業会の設立の重要性を評価選別し、設立に関わる記録は国立公文書館に移管して公開している。⑬の中に山形県にしか残っていない内容が含まれる可能性はあるが、最終的に国まで上がっているもので国が残しているのであれば必要ないのかなというのが私の見解である。

○（和泉田委員長）

そうすると、本委員会の意見としては、⑤⑥については、歴史公文書に該当することによろしいか。

○（他委員）

(異議なし)

○ (和泉田委員長)

それでは、本協議案件については、そのように意見を述べさせていただくこととする。

また、①について、事務局には、廃棄後の県立図書館への寄贈について調整をお願いしたい。

○ (和泉田委員長)

最後に、委員の皆様から、御意見、御発言などあればお願いしたい。来年度に向けた改善点などでも。

○ (佐藤委員)

県の方で、戦争資料の保存と記憶継承のあり方検討委員会を立ち上げて動いていると聞いている。関係する公文書が多くあると思うので、十分に主体的に関わっていただければと思う。また、県の新しい博物館整備に係る計画が進んでいるが、その中で、歴史資料の所在情報を把握していくというようなことを述べている。高等教育政策・学事文書課が所管している県史編さん事業やその蓄積等の活用も図っていただければと思う。

○ (事務局)

戦争資料の保存や新博物館整備に係る歴史資料の所在情報把握等について、担当課は他の課となるが、歴史的公文書とも関わってくるため担当課と連携をとりながら、また課内でも検討しながら、取り組んでまいりたい。

○ (葉丸委員)

委員会開催前の廃棄予定公文書ファイルの事前確認について、毎回難しいと思いながら拝見している。土地台帳等は毎年出てくるので、依頼いただく段階で、軽微なものであるとかの情報と合わせて依頼いただければと思う。

○ (和泉田委員長)

ありがとうございました。事前チェックは大変だと思うが、バランスを取りながら進めてもらいたい。

○ (加藤委員)

毎年廃棄予定公文書ファイルの評価選別の部分に携わらせていただいているが、都度お願いしたものが少しずつ反映され、よりよい形が毎年模索されていると思う。1年かけて大変な労力だと思うけれども、事務局の課長はじめ皆様の御尽力のおかげだと思っている。その点は改めてお礼を申し上げたい。

時間が長くなってしまっているが、その分活発な議論ができているというのはすごく有意義であり、このように自由に議論ができることはこの委員会の特徴だと思うので、そこは活かしながら次年度以降もまた関わっていければと思う。

○ (和泉田委員長)

ありがとうございました。私も加藤委員の御発言に大変同感である。

それではどうもお疲れ様でした。これで予定されていた協議は全て終了した。活発

な協議に御協力いただき、ありがとうございました。

6 その他

(事務局により、廃棄予定公文書ファイル一覧表等の回収)

7 閉 会